

7 観光入込客実人数及び旅行総消費額

千葉県では、平成16年度に「全国観光統計基準」(以下「基準」)に基づいた「観光客動態調査(アンケート調査)」を実施し、基準で定められたパラメータ(係数・指標)を算出しました。

このパラメータを用いて推計した平成20年の観光入込客実人数及び旅行総消費額は、下表のとおりです。

* 推計にあたっては、人単位又は円単位の数値をそのまま用いたが、各欄には、千人未満又は億円未満を四捨五入した数値を記入しているので、計算は必ずしも一致しないことがある。

(表7 3)パラメータ(係数・指標)

種 類	県内・県外 別入込客率	県内・県外 別宿泊客率	県内・県外 別平均訪問 地点数	県内・県外 別平均宿泊 数	宿泊客 一人あたり 消費額	日帰り客 一人あたり 消費額
県内客	0.472	0.299	2.10 地点	1.21 泊	18,945 円	3,851 円
県外客	0.528	0.701	2.90 地点	1.41 泊	24,550 円	5,770 円

平成16年度に実施した「観光客動態調査」による。

(表7 4)平成20年の観光入込客・宿泊客延べ人数

区 分	観光入込客延べ人数 (単位:千人地点)	宿泊客延べ人数 (単位:千人泊)
県内客	$\times 0.472 = 69,825$	$\times 0.299 = 4,872$
県外客	$\times 0.528 = 78,109$	$\times 0.701 = 11,423$
計	147,934	16,296

(表7 5)平成20年の観光入込客実人数 (単位:千人回)

区 分	宿 泊	日 帰 り	総 数
県内客	$\div 1.21 = 4,027$	- = 29,223	$\div 2.10 = 33,250$
県外客	$\div 1.41 = 8,102$	- = 18,833	$\div 2.90 = 26,934$
計	+ 12,128	+ 48,056	+ 60,184

(表7 6)平成20年の観光入込客日延べ人数 (単位:千人日)

区 分	宿 泊	日 帰 り	総 数
県内客	$\times (1.21+1) = 8,900$	29,223	+ = 38,123
県外客	$\times (1.41+1) = 19,526$	18,832	+ = 38,358
計	+ 28,426	+ 48,056	+ 76,481

(表7 7) 平成20年の旅行総消費額

区 分	宿 泊	日 帰 り	合 計
県内客	18,945 円 × 4,027 千人 = 763 億円	3,851 円 × 29,223 千人 = 1,125 億円	1,888 億円
県外客	24,550 円 × 8,102 千人 = 1,989 億円	5,770 円 × 18,833 千人 = 1,087 億円	3,076 億円
計	2,752 億円	2,212 億円	4,964 億円

(表7 8) 平成19年の観光入込客実人数【参考】 (単位:千人回)

区 分	宿 泊	日 帰 り	合 計
県内客	3,809	26,366	30,175
県外客	7,665	16,779	24,444
計	11,474	43,145	54,619

(表7 9) 平成19年の旅行総消費額【参考】

区 分	宿 泊	日 帰 り	合 計
県内客	722 億円	1,015 億円	1,737 億円
県外客	1,882 億円	968 億円	2,850 億円
計	2,604 億円	1,983 億円	4,587 億円

【参考】「全国観光統計基準」への対応について

(1)全国観光統計基準の目的と意義(平成15年11月25日「全国観光統計基準説明会資料」より一部抜粋・加工)

ア)目的

都道府県ごとに個別に行われ、各種の基準が統一化されていない現状にある観光統計の集計手法及び観光統計の集計基準等を整理し、全国的に比較可能な観光統計の統一的な集計基準を作成し、これに基づいた全国観光統計調査を実施することを目的とする。

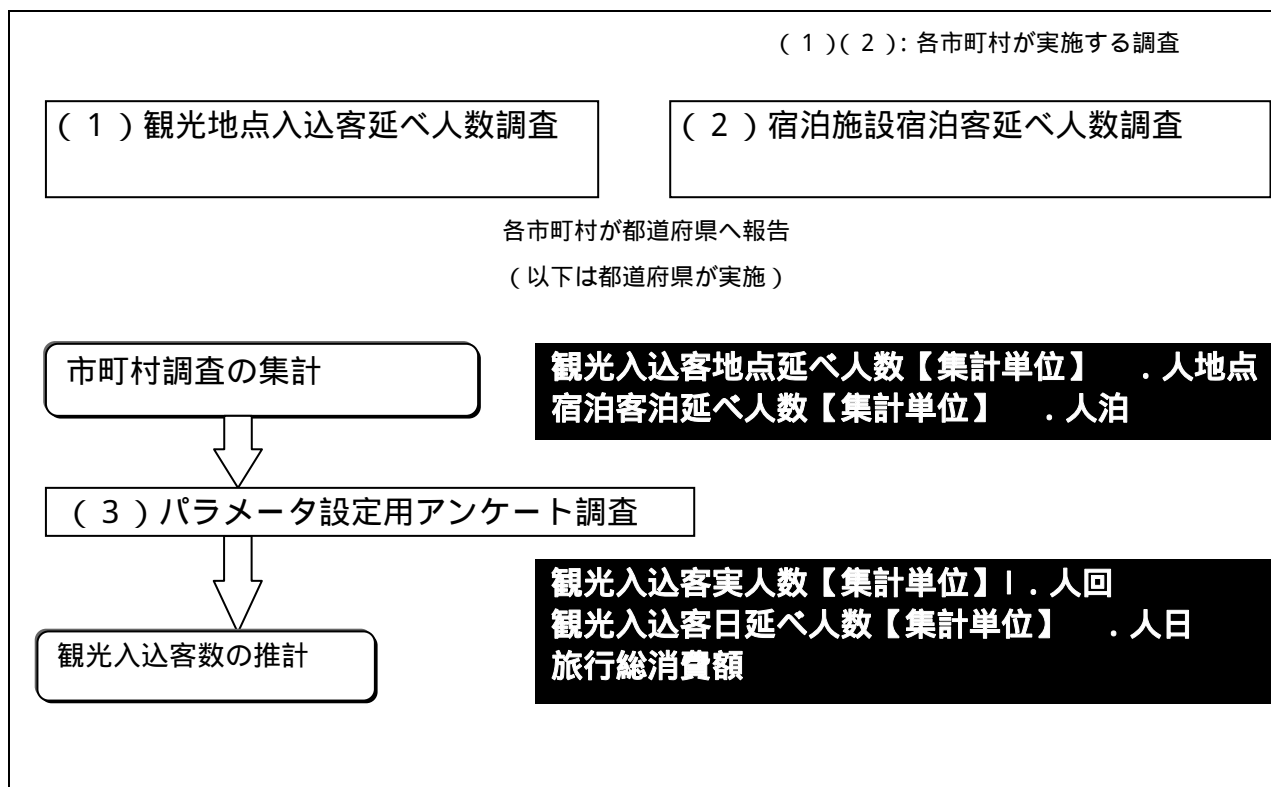
イ)意義(効果)

全国観光統計基準を実施する効果は以下のとおりである。

- ・都道府県、市町村および国が行う観光振興策のために必要な資料となる。
- ・経営者、産業団体等の市場分析、マーケティング、投資、地域開発に資する情報となる。
- ・基準の全国統一化で、各都道府県にとって地域内を客観的に評価するための重要な資料となり、より適切な観光政策、振興計画が立てやすくなる。
- ・交流人口統計の重要な参考資料となる。
- ・観光経済効果推計、観光事業の費用対効果分析のもととなるデータであり、適切な推計、分析が可能となる。

ウ)「全国観光統計基準」の流れ

「全国観光統計基準」の流れは以下のとおりである。



(2)「全国観光統計基準」の単位

「全国観光統計基準」で定める観光統計上、重要な4つの単位は、以下のとおりである。

単位		内容
実 人 数	にん かい 人 回	観光地を訪れた実際の観光客の人数 「観光入込客実人数」と呼ぶ ...日帰りでも宿泊でも、観光客の1回の来訪を1人回と数える 【活用目的】 ・交通需要量の予測 ・観光経済効果の把握
	にん にち 人 日	1日単位でみた観光地の中にある観光客の実際の人数 「観光入込客日延べ人数」と呼ぶ ...日帰りは1人日、1泊2日は2人日、2泊3日は3人日と数える 【活用目的】 ・税収、雇用等の地域における観光経済効果の把握 ・環境に与える影響の把握 ・上下水道、ガス等の基盤・供給処理施設規模の決定
延 べ 人 数	にん はく 人 泊	1日単位でみた観光地内に宿泊した観光客の人数 「宿泊客泊延べ人数」と呼ぶ ...1人の観光客が連泊すると延べ人数として計上される。1泊2日は1人泊、 2泊3日は2人泊と数える 【活用目的】 ・宿泊施設など観光関連施設整備・運営 ・上下水道、ガス等の基盤・供給処理施設規模の決定 ・税収、雇用等の地域における観光経済効果の把握 ・宿泊業への経済効果の把握
	にんちてん 人地点	観光地内の観光地点・施設を訪れた利用客数の合計人数 「観光入込客地点延べ人数」と呼ぶ ...1人の観光客が複数の観光施設・地点を利用すると重複して計上される。1 人の観光客が3つの施設を利用すると、3人地点と数える 【活用目的】 ・観光地点ごとの観光関連設備整備・運営 ・観光地点ごとの基盤・供給処理施設規模の決定 ・観光地点ごとの観光経済効果の把握

(表7 - 1) 観光・レクリエーション施設及び行・祭事、イベントの分類表

大分類	中分類	小分類
学ぶ (見る・体験する)	自然	1 山岳
		2 高原
		3 湖沼
		4 河川景観(渓谷・滝など)
		5 海岸景観(海岸、岬、砂丘、島峡)
		6 海中公園
		7 その他特殊地形(熔岩流や鍾乳洞、間欠泉)
		8 自然学習・体験施設
	文化・歴史	9 城郭
		10 神社・仏閣(観光利用の対象として取り扱っているもの)
		11 庭園
		12 町並み(観光利用の対象として取り扱っているもの)
		13 旧街道(観光利用の対象として取り扱っているもの)
		14 史跡(古墳、城跡、古戦場)
		15 博物館(郷土資料館)
		16 美術館
		17 動・植物園
		18 水族館
		19 その他建造物(灯台、橋、駅、ビル、ダムなど)
	産業観光	20 観光農林業(「狩り」といった観光農園)
		21 観光牧場(観光利用の対象として取り扱っているもの)
		22 観光漁業
		23 潮干狩り
		24 伝統工芸
		25 その他産業観光施設(観光用に一般に開放している産業施設)
遊ぶ (楽しむ ・リフレッシュする)	スポーツ・ レクリエーシ ョン施設	26 ゴルフ場
		27 プール
		28 テニス場
		29 アイススケート場
		30 サイクリングコース
		31 ハイキングコース
		32 キャンプ場
		33 自然歩道・自然研究路
		34 海水浴場
		35 マリーナ・ヨットハーバー
		36 サーフィン
		37 公園(レクリエーション活動が行えるよう整備されたもの)
		38 レジャーランド・テーマパーク
	39 複合的スポーツリゾート施設	
	40 その他スポーツ・レクリエーション施設(野球場・サッカー場、スポーツ観戦含む)	
	温泉	41 温泉(観光利用の対象として取り扱っている地域(源泉))
		42 その他入浴施設(温泉以外の入浴施設、クアハウスなど)
	買物	43 ショッピング店・ショッピング街
		44 朝市・市場
		45 郷土料理店・レストラン
触れ合う (交流する)	行・祭事	46 行・祭事、郷土芸能、地域風俗
		47 花見
	イベント	48 博覧会(展示会、見本市も含む)
		49 コンベンション
		50 花火大会
		51 フリーマーケット
		52 その他イベント(産業祭)

・「 」は、本県の特性を踏まえ、「全国観光統計基準」を修正・追加したもの

(表7 - 2) 宿泊施設の分類

大分類	中分類	小分類	
1) 民営の 宿泊施設	1. ホテル・旅館	1	ホテル
		2	旅館
		3	ビジネスホテル
	2. 民宿・ペンション 等の民営宿泊施設	4	民宿
		5	ペンション
		6	その他民営の宿泊施設
2) 公共の 宿泊施設	3. ユースホステル	7	ユースホステル
	4. 社会教育施設	8	社会教育施設
	5. 公共の宿泊施設	9	国民宿舎
		10	簡易保険保養センター
		11	メルパルク(旧郵便貯金会館)
		12	国民年金会館
		13	厚生年金会館
		14	その他公共の宿泊施設
3) キャンプ場	6. キャンプ場	15	キャンプ場

資 料 名 称	平成 2 0 年 観光入込調査概要
発 行 年 月	平成 2 1 年 7 月
発 行 者	千葉県商工労働部観光課
住 所	千葉市中央区市場町 1 番 1 号
T E L	0 4 3 (2 2 3) 2 4 1 6